

茨木商工会議所 会場利用申込書（見本）

申込日 平成 27 年 4 月 1 日

茨木商工会議所 殿

申込者住所 茨木市岩倉町 2-150

会社名 団体名 茨木商工会議所

連絡担当者 氏名 茨木 太郎

電話番号 072-622-6631

次頁、「会場使用に関する連絡・注意事項」に記載した事項を遵守し、会場を利用致したく、下記の通り申請致します。

※お電話にて受付した後に、会場を仮押さえします。空状況を必ず確認してから、お申込みください。

使用会場	会議室 ① 会議室 ② 会議室 ① & ②
使用日時	平成 27 年 5 月 1 日（水曜日） 14 時 ～ 16 時まで
使用目的	セミナー打合せ
当日会場案内標記	茨木商工会議所 広報会議 ※事業所名のみも可
備考	マイク 2 本 プロジェクター スクリーン 演台 インターネット使用

受付担当者	課長	部長	事務局長	専務	備考

会場使用に関する連絡・注意事項

○ご利用内容が次の各項のいずれかに該当する場合は使用をお断りします。
また、使用中であっても、下記に該当するときは、使用を中止する場合があります。

- ①公益を害するおそれがあると認めるもの。
- ②建物又は器具を毀損^{きそん}するおそれがあると認めるもの。
- ③集会の性質が公安を害し、又は騒擾^{そうじょう}を起こすおそれがあると認めるもの。
- ④会議所の目的に反するもの又はその他会議所において不相当と認めるもの。
- ⑤勧誘活動・営利行為を目的とするとき
- ⑥反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

○使用の許可を得た者及び入場者はその使用にあたり会議所係員の指示に従う他、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ①館内外問わず、大学構内は、全面禁煙です。
- ②使用許可以外の室を無断で使用してはならない。
- ③貸会議室の壁に釘・画鋸・テープなどの使用は禁止です。
また、館内外を問わず看板・ポスター等の設置も禁止です。
- ④勧誘活動・営利活動を伴う使用は禁止です。
- ⑤係員の立ち入りを拒まないこと。
- ⑥会館内への飲食物の搬入使用は、事務局の許可を得ること。
- ⑦設営から退出までの諸準備・後片付けは使用時間内で行うこと。
- ⑧危険物の持ち込みは固くお断りします。
- ⑨使用に際して発生したごみは、必ず持ち帰ること。
- ⑩立命館いばらきフューチャープラザ利用方法に違反しないこと。

※本所は制限理由を明示する義務を負いません。

※本会議室ご利用に関連してお客様からいただいた個人情報等については、会議室管理運営のために利用します。